

東京都行政書士会板橋支部 公式 SNS 運用基準

(目的)

第1条 この基準は、東京都行政書士会板橋支部(以下、「当支部」という。)公式ツイッター及びフェイスブックページを適切及び円滑かつ効率的に運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

1. ツイッター(Twitter)

米国 Twitter, Inc が提供する SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)をいう。

2. フェイスブック(Facebook)

米国 Facebook, Inc が提供する SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)をいう。

3. 支部公式ツイッター及びフェイスブックページ

当支部が発信主体となり、支部長が運用するツイッター及びフェイスブックページをいう。(以下「支部公式 SNS」とする)

(運用体制)

第3条 支部公式 SNS の運用に係る管理体制は次のとおりとする。

(1) 運用管理責任者(以下、「管理者」という。)は、支部長とする。

(2) 運用補助者は、支部 ICT 委員とする。

(3) 管理者は、必要に応じて、運用補助者の範囲を変更することができる。

(アカウント)

第4条 支部公式 SNS のアカウント登録内容は次のとおりとする。

(1) ツイッター 名前:東京都行政書士会板橋支部 ユーザー名:itabashi_GS

(2) フェイスブック 名前:東京都行政書士会板橋支部 ユーザーネーム:itabashi.GS

(3) その他の事項については、管理者が別に定める。

(なりすまし等の防止)

第5条 第三者によるなりすまし等を防止するため、支部公式 SNS のアカウント情報を支部ウェブサイトにて常時掲載し、公式アカウントであることを明示する。

2 なりすまし等を発見した場合は、ただちに支部ウェブサイトにおいて、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行う。

(情報発信の内容)

第6条 支部公式 SNS により支部会員や区民等に発信する情報は次のとおりとする。

(1) 当支部の相談会やイベントなど区民向けの情報。

(2) 当支部会員向けの情報。

- (3) その他、管理者が適当と認める情報。

(禁止事項)

第7条 管理者および運用補助者が、支部公式 SNS により発信してはならない情報は次のとおりとする。
なお、管理者は、投稿内容が下記事項に該当すると判断した場合は、予告なく情報の削除その他必要な措置を講じることができるものとする。

- (1) 法令等に違反するもの、又は違反する恐れがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 宗教活動を目的とするもの
- (4) 公職選挙法に違反するもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権その他第三者の知的所有権を侵害するもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反する表現や内容
- (9) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (10) 本人の承諾なく個人情報や特定、開示又は漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (11) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (12) その他、支部が不適切と判断したもの

(投稿方法)

第8条 支部公式 SNS への投稿方法は次のとおりとする。

- (1) 投稿は原則として管理者の判断を必要とする。ただし、ツイッター及びフェイスブックの特性や情報発信の即時性を考慮し、緊急の場合や事前に判断を得ている場合は、この限りではない。
- (2) アカウントへのコメントや個別の返信機能の利用は行わない。ただし、特に管理者が必要と認めるものは、この限りではない。
- (3) 投稿した内容に誤りがあった場合は、ただちに当該投稿を削除するとともに、訂正した内容を改めて投稿する。

(乗っ取り対策)

第9条 第三者の不正アクセス等によるアカウント乗っ取り被害を確認した場合、管理者はただちに支部ウェブサイトや注意喚起の文章を掲載し、各 SNS 運営会社に報告するなど、対策を講じるものとする。

(免責)

第10条 この基準は、利用者への事前予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(改廃)

第11条 この基準を改廃するには、支部役員会の承認を得なければならない。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この運用基準は、令和4年8月20日から施行する。